

品川区地域貢献ポイント事業実施要綱

制定 平成20年4月 1日 区長決定要綱第58号
改正 平成21年3月31日 部長決定要綱第234号
改正 平成23年3月 8日 部長決定要綱第 12号
改正 平成27年3月24日 部長決定要綱第320号
改正 平成28年3月11日 部長決定要綱第 90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、これから高齢期を迎える多くの区民が、住み慣れた地域でいつまでも健康に、生きがいを持っていきいきと暮らし続けるために、自らが積極的に社会参加し、地域の人との相互支援や高齢者が相互に助け合いを行えるしくみである品川区地域貢献ポイント事業(以下「ポイント事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の位置づけ)

第2条 ポイント事業は、地域における高齢者のボランティア活動の普及および社会参加の促進を図るため、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第1項第2号に基づく地域支援事業(一般介護予防事業)として実施する。

(対象者)

第3条 ポイント事業の対象者は、区内に住所を有するおおむね60歳以上の者で、第4条に規定する対象事業に参加できる者とする。

(対象事業)

第4条 ポイントを付与する対象事業は、次の事業とする。

- (1) 高齢者および障害者を対象とした区、NPOおよび社会福祉法人等が実施する、おおむね1時間以上のボランティア活動
- (2) その他区長が対象事業として適当と認めるボランティア活動

(ポイントの付与)

第5条 ポイント事業は、前条に規定する対象事業への参加1回につき1ポイントを付与するものとする。

- 2 ポイントの付与期間は、対象者一人につき1月から12月の1年間とし、上限は50ポイントとする。
- 3 第1項で取得したポイントは、付与期間を越えて繰り越すことはできないものとする。

(ポイントの交換)

第6条 ポイントは、1ポイントにつき100円に換算し、第7条に規定する団体へ寄付または区内商品券に交換できる。ただし、これにより難しい場合は、個別に設定できるものとする。

2 ポイント交換の期間は、原則としてポイント付与期間内にある4月から翌年2月までとする。

3 ポイントの交換で区内商品券を選択した場合は、5ポイントを単位とし、端数は第8条に規定する管理機関への寄付とする。

(寄付ができる社会福祉団体等)

第7条 ポイント事業により寄付ができる社会福祉団体等は、寄付の受入れを希望する団体で、事前に第8条に規定する管理機関に申し込み、区と協議のうえ登録するものとする。

(事業の委託)

第8条 ポイント事業の実施にあたって、必要な事務を管理機関として品川区社会福祉協議会・品川ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）へ委託するものとする。

(実績報告)

第9条 ボランティアセンターは、別に定める様式により区へ実績を報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、ポイント事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年におけるポイント付与期間の特例)

2 平成20年におけるポイントの付与期間に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「1月」を「4月」とする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。